また、同評価及び同評価の実施以降に新たに得られた知見を踏まえ起業者が平成28年８月等に任意で実施した環境影響評価の照査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物として本件区間の一部を含む地域が「カササギ生息地」に指定されているほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているミズスギナ、絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているキエビネ、オオアカウキクサ及びハクチョウゲ、準絶滅危惧に掲載されているエビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについての本件事業が及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは軽減されると予測されている。主な保全措置として、カスミサンショウウオ等については生息地の一部が改変される可能性があることから、土砂流出、濁水防止等を、エビネ等については一部の個体が工事による改変区域内に生息することから、必要に応じて専門家の指導助言を受け、移植を実施することとしている。加えて起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が26箇所存在するが、このうち24箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る２箇所についても、佐賀県教育委員会及び長崎県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、高速輸送体系の整備の一環として新幹線の線路等を建設するものであり、その事業計画は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、各停車場間において社会的、技術的及び経済的な観点から検討が行われており、武雄温泉停車場から嬉野温泉（仮称）停車場までの区間においては、申請案、山側ルート案及び海側ルート案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの移転対象物件数は最も少ないこと、トンネル区間で補助工法等が必要でなく、また、工事用道路の進入路として考えられる幹線道路からの距離が短く施工性に最も優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。嬉野温泉（仮称）停車場から新大村（仮称）停車場までの区間においては、申請案、山側ルート案及び海側ルート案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの移転対象物件数は最も少ないこと、交差する河川幅が小さくなり、また、工事用道路の進入路として考えられる幹線道路からの距離が短く施工性に最も優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。新大村（仮称）停車場から諫早停車場までの区間においては、申請案、山側ルート案及び海側ルート案の３案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積は中位であるものの、移転対象物件数は最も少ないこと、トンネル区間で補助工法等が必要でなく、また、工事用道路の進入路として考えられる幹線道路からの距離が短く施工性に最も優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。諫早停車場から長崎停車場までの区間においては、申請案、南側ルート案及び北側ルート案による検討が行われており、申請案と他の２案とを比較すると、申請案は、取得必要面積及び移転対象物件数は中位であるものの、トンネル区間で補助工法等が必要でなく施工性に最も優れること、事業費が最も低く抑えられることなどから、総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件事業の完成により、沿線の各都市間の所要時間が短縮され、交通の利便性が向上することなどから本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、長崎市長等から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　長崎県東彼杵郡東彼杵町役場、大村市役所、諫早市役所及び長崎市役所

○国土交通省告示第四百五十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年三月十九日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道10号改築工事（門川日向拡幅・宮崎県日向市大字財光寺字長江地内から同市大字財光寺字中ノ原地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮崎県日向市大字財光寺字長江、字桃ノ木、字沖ノ原及び字中ノ原地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道10号改築工事（門川日向拡幅）」（以下「本件事業」という。）は、宮崎県日向市大字財光寺字長江地内から大字平岩字赤岩地内までの延長2.3kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。